

化学物質審査小委員会の審議状況について

平成 16 年 2 月 25 日
化学物質審査小委員会事務局

前回の環境保健部会への審議状況の報告（平成 15 年 2 月 13 日）以降における審議状況について、報告します。

1. 3 省関係審議会の合同開催への移行

審議の効率化を図るため、平成 15 年 4 月以降、薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会（厚生労働省）、化学物質審議会審査部会（経済産業省）、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会（環境省）の 3 省関係審議会を合同開催している。

2. 新規化学物質についての審議

（1）小委員会の開催・審議状況は次のとおり。

	第 22 回 H15.4.2	第 23 回 H15.4.18	第 24 回 H15.5.20	第 25 回 H15.6.20	第 26 回 H15.7.25
審議物質数 (うち再審議)	35 (2)	30 (0)	20 (2)	23 (1)	15 (0)

	第 27 回 H15.9.17	第 28 回 H15.10.31	第 29 回 H15.11.21	第 30 回 H15.12.19	第 31 回 H16.1.30
審議物質数 (うち再審議)	36 (1)	35 (1)	28 (0)	27 (0)	32 (0)

（2）審議により結論を得た 274 物質の判定内訳（図 1 参照）は、

「第一種特定化学物質」に該当：0 物質

「指定化学物質」に該当：39 物質

又は のいずれの要件にも該当しない：235 物質

なお、生態影響等に関し、環境への影響に留意すべき等の附帯意見：13 物質

（ に該当するもののうち 9 物質、 に該当するもののうち 4 物質）

3. 既存化学物質についての審議

（1）18 物質について審議

（第 22 回：8 物質、第 30 回：10 物質）

（2）審議により結論を得た 18 物質の判定内訳は、

「第 1 種特定化学物質」に該当：0 物質

「指定化学物質」に該当：16 物質

又は のいずれの要件にも該当しない：2 物質

なお、生態影響等に関し、環境への影響に留意すべき等の附帯意見：4 物質

(参考)

第一種特定化学物質：難分解性、高蓄積性、人への長期毒性あり。製造・輸入・使用の事実上禁止（PCB、DDT等）。

指定化学物質：難分解性、人への長期毒性の疑い。製造・輸入量届出義務等（クロロホルム、ジクロロメタン等）。

平成16年1月末の規制対象物質数

第一種特定化学物質 13 物質

第二種特定化学物質 23 物質

指定化学物質 739 物質

図1 新規化学物質に係る審議物質の内訳

